

島労基発0110第2号  
令和6年1月10日

一般社団法人島根労働基準協会 会長 殿

島根労働局労働基準部長



「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づく化学物質等の表示及び文書交付制度については、平成18年10月20日付け基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和5年4月24日最終改正。以下「1号通達」という。）により示しているところですが、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第34条の2の4第4号（令和6年4月1日以降は第5号）の「適用される法令」の記載内容を明確にするため、下記のとおり改正したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 第1 1号通達の一部改正

別紙1の新旧対照表のとおり改正する。なお、改正後の1号通達は別紙2のとおりである。

### 第2 改正の概要

労働安全衛生規則第34条の2の4第4号（令和6年4月1日以降は第5号）の「適用される法令」の記載内容を明確にするため、所要の改正を行ったこと。